

厚生労働省
群馬労働局発表
平成31年4月10日

【照会先】
群馬労働局職業安定部職業対策課
課長 吉田 修一郎
地方障害者雇用担当官 中野 直美
(電話) 027-210-5008

報道関係者 各位

平成30年 障害者雇用状況の集計結果

「障害者の雇用の促進等に関する法律」では、事業主に対し常時雇用する従業員の一定割合以上の障害者の雇用を義務づけており、群馬労働局（局長 田窪 丈明）においては、法定雇用率未達成の企業・公的機関等に対し雇用率達成指導を強力に推進するとともに、同法に基づき、対象となる県内の企業・公的機関等から6月1日現在における障害者の雇用状況についての報告を求めています。

今般、この「障害者雇用状況」に関する平成30年の集計結果をとりまとめましたので、公表します。

《集計結果のポイント》

【民間企業（法定雇用率 2.2%）】（対象企業数：1,544社）

- 法定雇用率達成企業の割合は、前年（57.5%）を4.1ポイント下回る53.4%となった。
 - ※ 全国平均は45.9%で、全国順位は27位となった。（前年27位）

- 企業法定雇用率を満たす企業の増加に伴い、雇用障害者数が5,591.5人（前年の5041.5人から550.0人増加）、実雇用率が2.06%（前年1.96%から0.10ポイント上昇）と、いずれも過去最高を更新。
 - 実雇用率が全国平均を上回ったのは、平成11年以来。
 - ※ 実雇用率の順位は33位。（前年37位）
 - 全国平均の実雇用率は2.05%と、前年から0.08ポイント上昇した。

1 民間企業における雇用状況

○ 対象企業数 1, 544社 (前年 1, 378社)

○ 雇用されている障害者の数、実雇用率、法定雇用率達成企業の割合

民間企業 (45.5人以上規模の企業：法定雇用率2.2%) において雇用されている障害者の数は 5,591.5人 (前年5,041.5人) で、前年より10.9% (550.0人) 増加した。

このうち、身体障害者は3,551.0人 (前年比5.9%増)、知的障害者は1,395.5人 (同10.1%増)、精神障害者は645.0人 (同53.4%増) であった。

実雇用率は2.06% (前年1.96%) で過去最高、法定雇用率達成企業の割合は54.3% (同57.5%) であった。(全国平均は、実雇用率2.05% (同1.97%)、法定雇用率達成企業割合45.9% (同50.0%)。)

実雇用率は昨年度全国37位から33位に、法定雇用率達成企業割合は27位と前年同位であった。

(総括表 1、詳細表 1(1))

○ 企業規模別の状況

企業規模別にみると、雇用されている障害者の数は、45.5人～100人未満規模企業で893.0人、100人～200人未満で1,135.5人 (前年比6.5%増)、200人～300人未満で643.5人 (同11.5%増)、300人～500人未満で733.5人 (同17.4%増)、500人～1,000人で751.5人 (同3.5%増)、1,000人以上で 1,434.5人 (同9.5%増) と、すべての企業規模で増加した。

実雇用率は、45.5人～100人未満規模企業で1.63%、100人～200人未満で2.19% (前年2.03%)、200人～300人未満で2.22% (前年1.99%)、300人～500人未満で2.01% (同1.92%)、500人～1,000人未満で2.12% (同2.02%)、1,000人以上で2.23% (同2.17%) となった。

○ 産業別の状況

産業別にみると、雇用されている障害者の数は、全ての業種で前年よりも増加した。

産業別の実雇用率では、高い産業が「生活関連サービス業・娯楽業」3.62% (前年3.50%)、「医療・福祉」2.46% (同2.14%)、「運輸業、郵便業」2.24% (同2.22%) 等であり、低い産業が「教育、学習支援業」1.12% (同0.90%)、「学術研究・専門技術サービス業」1.22% (同1.30%)、「不動産業・物品賃貸業」1.34% (同1.36%) 等であった。

(詳細表 1(3))

(注) 「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントしている。

また、短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者、短時間職員である精神障害者 (平成27年6月2日以降に採用された者または平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者) については1人を1カウントとしている。

さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

1 民間企業における雇用状況

○ 対象企業数1,544社(前年1,378社)

○ 法定雇用率達成企業の割合、雇用障害者数、実雇用率

- ・ 群馬県の法定雇用率達成企業割合は全国水準を上回り、全国順位は27位となった。
- ・ 雇用障害者数は5,591.5人と、過去最高となった。
- ・ 群馬県の実雇用率は0.1ポイント上昇し、全国順位は37位から33位となった。

(単位:人、%、ポイント)

	法定雇用率達成企業割合		雇用障害者数(群馬)				実雇用率	
	群馬	全国	合計	身体	知的	精神	群馬	全国
平成30年	53.4	45.9	5,591.5	3,551.0	1,395.5	645.0	2.06	2.05
平成29年	57.5	50.0	5,041.5	3,353.0	1,268.0	420.5	1.96	1.97
増減数(ポイント)	▲ 4.1	▲ 4.1	550.0	198.0	127.5	224.5	0.10	0.08
増減率	-	-	10.9%	5.9%	10.1%	53.4%	-	-

○ 企業規模別の状況

(単位:人、%、ポイント)

	法定雇用率達成企業割合			雇用障害者数				実雇用率		
	平成30年	平成29年	増減	平成30年	平成29年	増減数	増減率	平成30年	平成29年	増減
規模計	53.4	57.5	▲ 4.1	5,591.5	5,041.5	550.0	10.9	2.06	1.96	0.10
45.5~100未満	48.9	53.0	▲ 4.1	893.0	738.0	155.0	21.0	1.63	1.56	0.07
100~200未満	63.5	64.4	▲ 0.9	1,135.5	1,066.0	69.5	6.5	2.19	2.03	0.16
200~300未満	55.6	62.9	▲ 7.3	643.5	577.0	66.5	11.5	2.22	1.99	0.23
300~500未満	44.1	53.3	▲ 9.2	733.5	625.0	108.5	17.4	2.01	1.92	0.09
500~1,000未満	59.6	55.2	4.4	751.5	726.0	25.5	3.5	2.12	2.02	0.10
1,000以上	50.0	66.7	▲ 16.7	1,434.5	1,309.5	125.0	9.5	2.23	2.17	0.06

○ 産業別の状況

(単位:人、%、ポイント)

	法定雇用率達成企業割合			雇用障害者数				実雇用率		
	平成30年	平成29年	増減	平成30年	平成29年	増減数	増減率	平成30年	平成29年	増減
産業計	53.4	57.5	▲ 4.1	5,591.5	5,041.5	550.0	10.9	2.06	1.96	0.10
建設業	52.1	53.7	▲ 1.6	111.5	92.0	19.5	21.2	1.78	1.62	0.16
製造業	53.8	62.0	▲ 8.2	1,751.5	1,655.5	96.0	5.8	2.06	2.05	0.01
情報通信業	34.8	27.3	7.5	58.0	46.0	12.0	26.1	1.52	1.21	0.31
運輸業、郵便業	58.5	62.6	▲ 4.1	280.0	269.5	10.5	3.9	2.24	2.22	0.02
卸売業、小売業	46.0	45.8	0.2	1,221.5	1,126.5	95.0	8.4	1.98	1.89	0.09
金融業、保険業	33.3	43.8	▲ 10.5	222.0	202.0	20.0	9.9	2.02	1.84	0.18
不動産業、物品賃貸業	38.9	42.9	▲ 4.0	32.5	30.0	2.5	8.3	1.34	1.36	▲ 0.02
学術研究、専門・技術サービス業	40.0	46.2	▲ 6.2	39.5	39.5	0.0	0.0	1.22	1.30	▲ 0.08
宿泊業、飲食サービス業	58.3	54.8	3.5	99.0	77.5	21.5	27.7	1.81	1.64	0.17
生活関連サービス業、娯楽業	44.7	46.7	▲ 2.0	183.5	151.5	32.0	21.1	3.62	3.50	0.12
教育、学習支援業	41.4	30.8	10.6	40.5	29.5	11.0	37.3	1.12	0.90	0.22
医療、福祉	66.3	69.9	▲ 3.6	1,063.0	874.5	188.5	21.6	2.46	2.14	0.32
複合サービス業	38.9	52.9	▲ 14.0	81.5	79.5	2.0	2.5	1.59	1.58	0.01
サービス業	44.4	49.3	▲ 4.9	395.0	360.0	35.0	9.7	1.79	1.72	0.07
その他	66.7	71.4	▲ 4.7	12.5	8.0	4.5	56.3	1.47	1.44	0.03

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）である（なお、平成30年3月まで、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

- 民間企業 ……
 - 〔 一般の民間企業 …………… 2. 2% [2. 0%]
 (45.5人 [50人] 以上規模の企業)
 - 〔 特殊法人等 …………… 2. 5% [2. 3%]
 [労働者数40人 [43.5人] 以上規模の特殊法人、
 独立行政法人、国立大学法人等
- 国、地方公共団体 …………… 2. 5% [2. 3%]
 (40人 [43.5人] 以上規模の機関)
- 都道府県等の教育委員会 …………… 2. 4% [2. 2%]
 (42人 [45.5] 以上規模の機関)

※ () 内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

※ [] 内は、平成30年3月までの値である。

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

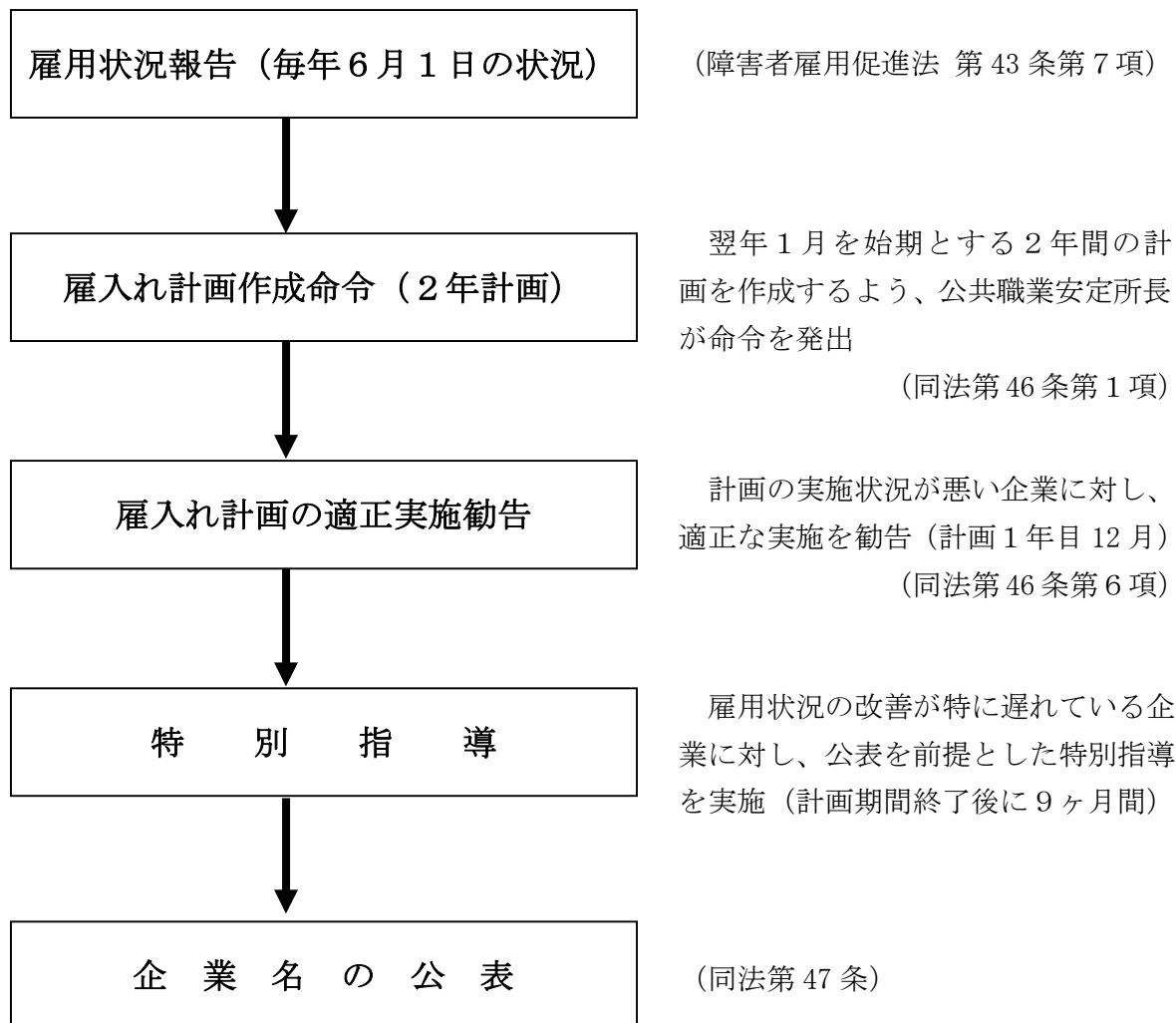
※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

※ ただし、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者については、1人分としてカウントされる。

- ① 平成27年6月2日以降に採用された者であること
- ② 平成27年6月2日より前に採用された者であって、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

◎ 民間企業に対する障害者雇用率達成指導の流れ

実雇用率の低い事業主については、下記の流れで雇用率達成指導を行い、「雇入れ計画」の着実な実施による障害者雇用の推進を指導している。



不足数の特に多い企業については、当該企業の幹部に対し、厚生労働省本省による直接指導も実施している。

【指導実績】

- 平成 29 度の実績
 - * 「雇入れ計画作成命令」の発出 2 社
 - * 雇入れ計画の「適正実施勧告」 0 社

- 雇入れ計画を実施中の企業 2 社（29 年度末現在）

平成30年6月1日現在における障害者の雇用状況

1 民間企業における雇用状況(法定雇用率2.2%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成企業の数	⑤ 達成割合
群馬県	271,499.5 人 (257,785.0 人)	5,591.5 人 (5,041.5 人)	2.06 % (1.96 %)	824 / 1,544 (793 / 1,378)	53.4 % (57.5 %)
全国	26,104,834.5 人 (25,204,720.0 人)	534,769.5 人 (495,795.0 人)	2.05 % (1.97 %)	46,217 / 100,586 (45,553 / 91,024)	45.9 % (50.0 %)

2 県、地方公共団体における在職状況

(1) 県の機関(法定雇用率2.5%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数	⑤ 達成割合
計	5,835.5 人	115.0 人	1.97 %	2 / 4	50.0 %
群馬県知事部局	4,450.0 人	82.5 人	1.85 %	0 / 1	0.0 %
その他の県機関	1,385.5 人	32.5 人	2.35 %	2 / 3	66.7 %

(2) 市町村等の機関(法定雇用率2.5%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数	⑤ 達成割合
計	16,244.0 人	331.0 人	2.04 %	24 / 39	61.5 %
市町村	15,781.0 人	322.0 人	2.04 %	22 / 35	62.9 %
教育委員会	140.0 人	2.0 人	1.43 %	0 / 1	0.0 %
その他機関	323.0 人	7.0 人	2.17 %	2 / 3	66.7 %

(3) 法定雇用率2.4%が適用される教育委員会(法定雇用率2.4%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数	⑤ 達成割合
計	13,855.5 人	196.0 人	1.41 %	1 / 6	16.7 %
群馬県教育委員会	11,527.0 人	162.5 人	1.41 %	0 / 1	0.0 %
市町村教育委員会	2,328.5 人	33.5 人	1.44 %	1 / 5	20.0 %

3 地方独立行政法人等における雇用状況(法定雇用率2.5%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数	⑤ 達成割合
計	381.0 人	8.5 人	2.23 %	4 / 4	100.0 %

- 注 1 1の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数等を除いた職員数である。
- 2 2の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 3 各表の②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントしている。
また、短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者、短時間職員である精神障害者(平成27年6月2日以降に採用された者または平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者)については1人を1カウントとしている。
さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 4 法定雇用率2.5%が適用される教育委員会とは(任命権者が教育長である等により)法定雇用率2.4%が適用される一定の市町村の教育委員会以外の教育委員会である。
- 5 ()内は、平成29年6月1日現在の数値である。

1 民間企業における雇用状況(法定雇用率2.2%)

(1) 概況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数					E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F. うち新規雇用分	④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合
			A. 重度身体障害者又は重度知的障害者	B. 重度以外の身体障害者、知的障害者又は精神障害者	C. 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者	D. 身体(重度以外)、知的(重度以外)又は精神である短時間労働者						
群馬県	企業 1,544 (1,378)	人 271,499.5 (257,785.0)	人 1,359 (1,247)	人 2,535 (2,185)	人 188 (185)	人 301 (355)	人 5,591.5 (5,041.5)	人 739 (714.5)	% 2.06 (1.96)	企業 824 (793)	% 53.4 (57.5)	

[1(1)①表の注]

- 注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。ただし、精神障害者である短時間労働者であっても、以下の注4に該当するものについては、1人分とカウントしている。
- 3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 4 C欄の精神障害者には、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者を含む。
 ① 平成27年6月2日以降に採用された者であること。
 ② 平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。
- 5 D欄の精神障害者である短時間労働者とは、精神障害者である短時間労働者のうち、注4に該当しない者である。
- 6 F欄の「うち新規雇用分」は、平成29年6月2日から平成30年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数						③ 知的障害者の数				④ 精神障害者の数						
		a. 重度身体障害者	b. 重度以外の身体障害者	c. 重度身体障害者である短時間労働者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度以外の知的障害者	c. 重度知的障害者である短時間労働者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. dのうち(注5)に該当する労働者	f. 計 c+(d-e)×0.5+e	g. うち新規雇用分
群馬県	人 5,591.5 (5,041.5)	人 1,043 (964)	人 1,289 (1,267)	人 104 (100)	人 144 (116)	人 3,551.0 (3,353.0)	人 364.5 (405.5)	人 316 (283)	人 627 (568)	人 84 (85)	人 105 (98)	人 1,395.5 (1,268.0)	人 169.0 (179.5)	人 480 (350)	人 191 (141)	人 139 (-)	人 645.0 (420.5)	人 205.5 (129.5)

[1(1)②表の注]

- 注1 ①欄の「障害者の数」とは②③e欄及び④f欄の計である。
- 2 ②a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。
- 3 ②③④d欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、②③e欄及び④f欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 4 ②③のa.c欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、②③のb.d欄及び④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 5 ②③f欄及びg欄の「うち新規雇用分」は、平成29年6月2日から平成30年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 6 ()内は平成29年6月1日現在の数値である。なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

(2) 企業規模別の雇用状況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数					④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合	
			A. 重度身体障害者又は重度知的障害者	B. 重度以外の身体障害者、知的障害者又は精神障害者	C. 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者	D. 身体(重度以外)、知的(重度以外)又は精神である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D ×0.5				F. うち新規雇用分
規模計	企業 1,544 (1,378)	人 271,499.5 (257,785.0)	人 1,359 (1,247.0)	人 2,535 (2,185.0)	人 188 (185.0)	人 301 (355.0)	人 5,591.5 (5,041.5)	人 739.0 (714.5)	% 2.06 (1.96)	企業 824 (793.0)	% 53.4 (57.5)
45.5～100未満	企業 832 (679)	人 54,649.0 (47,249.0)	人 190 (166)	人 441 (350)	人 33 (26)	人 78 (60)	人 893.0 (738.0)	人 128.5 (113.5)	% 1.63 (1.56)	企業 407 (360)	% 48.9 (53.0)
100～200未満	400 (399)	51,753.0 (52,574.5)	267 (252)	496 (444)	72 (74)	67 (88)	1,135.5 (1,066.0)	147.5 (173.0)	2.19 (2.03)	254 (257)	63.5 (64.4)
200～300未満	133 (132)	28,976.0 (28,990.5)	151 (136)	298 (252)	22 (19)	43 (68)	643.5 (577.0)	103.5 (93.5)	2.22 (1.99)	74 (83)	55.6 (62.9)
300～500未満	102 (92)	36,469.5 (32,586.0)	175 (153)	333 (263)	30 (28)	41 (56)	733.5 (625.0)	93.0 (87.5)	2.01 (1.92)	45 (49)	44.1 (53.3)
500～1,000未満	57 (58)	35,386.5 (35,950.0)	194 (196)	325 (282)	20 (24)	37 (56)	751.5 (726.0)	105.5 (89.0)	2.12 (2.02)	34 (32)	59.6 (55.2)
1,000以上	20 (18)	64,265.5 (60,435.0)	382 (344)	642 (594)	11 (14)	35 (27)	1,434.5 (1,309.5)	161.0 (158.0)	2.23 (2.17)	10 (12)	50.0 (66.7)

注 1(1)①の表と同じ

8

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数		② 身体障害者の数					③ 知的障害者の数					④ 精神障害者の数				
	A. 重度身体障害者	B. 重度以外の身体障害者	C. 重度身体障害者である短時間労働者	D. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	A. 重度知的障害者	B. 重度以外の知的障害者	C. 重度知的障害者である短時間労働者	D. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	C. 精神障害者	D. 精神障害者である短時間労働者	E. Dのうち(注5)に該当する労働者	F. 計 C+(D-E)×0.5+E			
規模計	5,591.5 (5,041.5)	1,043 (964)	1,289 (1,267)	104 (100)	144 (116)	3,551.0 (3,353.0)	316 (283)	627 (568)	84 (85)	105 (98)	1,395.5 (1,268.0)	480 (350)	191 (141)	139 (—)	645.0 (420.5)		
45.5～100未満	893.0 (738.0)	136 (115)	203 (187)	18 (14)	40 (25)	513.0 (443.5)	54 (51)	115 (109)	15 (12)	25 (19)	250.5 (232.5)	83 (54)	53 (16)	40 (—)	129.5 (62.0)		
100～200未満	1,135.5 (1,066.0)	200 (187)	248 (249)	19 (21)	28 (22)	681.0 (655.0)	67 (65)	125 (118)	53 (53)	28 (28)	326.0 (315.0)	99 (77)	35 (38)	24 (—)	128.5 (96.0)		
200～300未満	643.5 (577.0)	104 (97)	145 (148)	17 (14)	27 (21)	383.5 (366.5)	47 (39)	71 (57)	5 (5)	9 (12)	174.5 (146.0)	52 (47)	37 (35)	30 (—)	85.5 (64.5)		
300～500未満	733.5 (625.0)	143 (131)	172 (158)	22 (19)	13 (14)	486.5 (446.0)	32 (22)	76 (61)	8 (9)	22 (21)	159.0 (124.5)	66 (44)	25 (21)	19 (—)	88.0 (54.5)		
500～1,000未満	751.5 (726.0)	149 (156)	151 (159)	17 (19)	19 (18)	475.5 (499.0)	45 (40)	70 (63)	3 (5)	7 (10)	166.5 (153.0)	84 (60)	31 (28)	20 (—)	109.5 (74.0)		
1,000以上	1,434.5 (1,309.5)	311 (278)	370 (366)	11 (13)	17 (16)	1011.5 (943.0)	71 (66)	170 (160)	0 (1)	14 (8)	319.0 (297.0)	96 (68)	10 (3)	6 (—)	104.0 (69.5)		

注 1(1)②表と同じ

(3) 産業別の雇用状況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数					④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合
			A. 重度身体障害者又は重度知的障害者	B. 重度以外の身体障害者、知的障害者又は精神障害者	C. 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者	D. 身体(重度以外)、知的(重度以外)又は精神(重度以外)である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D×0.5			
産業計	企業 1,544 (1,378)	人 271,499.5 (257,785.0)	人 1,359 (1,247)	人 2,535 (2,185)	人 188 (185)	人 301 (355)	人 5,591.5 (5,041.5)	% 2.06% (1.96%)	企業 824 (793)	% 53.4 (57.5)
農,林,漁業	企業 6 (4)	人 661.5 (358.0)	人 0 (0)	人 10 (6)	人 0 (0)	人 1 (0)	人 10.5 (6.0)	% 1.59 (1.68)	企業 5 (4)	% 83.3 (100.0)
鉱業,採石業,砂利採取業	1 (1)	65.0 (66.0)	0 (0)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	2.0 (2.0)	3.08 (3.03)	1 (1)	100.0 (100.0)
建設業	48 (41)	6,258.0 (5,681.0)	31 (29)	48 (33)	1 (0)	1 (2)	111.5 (92.0)	1.78 (1.62)	25 (22)	52.1 (53.7)
製造業	515 (450)	85,126.0 (80,667.5)	448 (432)	820 (759)	17 (14)	37 (37)	1,751.5 (1,655.5)	2.06 (2.05)	277 (279)	53.8 (62.0)
電気・ガス・熱供給・水道業	2 (2)	123.0 (131.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0.00 (0.00)	0 (0)	0.0 (0.0)
情報通信業	23 (22)	3,809.5 (3,791.5)	14 (12)	26 (16)	2 (3)	4 (6)	58.0 (46.0)	1.52 (1.21)	8 (6)	34.8 (27.3)
運輸業,郵便業	97 (91)	12,480.0 (12,164.5)	70 (69)	125 (110)	11 (8)	8 (27)	280.0 (269.5)	2.24 (2.22)	57 (57)	58.8 (62.6)
卸売業,小売業	187 (177)	61,790.5 (59,509.5)	291 (266)	586 (537)	25 (27)	57 (61)	1,221.5 (1,126.5)	1.98 (1.89)	86 (81)	46.0 (45.8)
金融業,保険業	18 (16)	10,992.5 (10,958.0)	74 (64)	71 (70)	1 (2)	4 (4)	222.0 (202.0)	2.02 (1.84)	6 (7)	33.3 (43.8)
不動産業,物品賃貸業	18 (14)	2,427.0 (2,200.0)	5 (6)	18 (15)	4 (3)	1 (0)	32.5 (30.0)	1.34 (1.36)	7 (6)	38.9 (42.9)
学術研究,専門・技術サービス業	30 (26)	3,242.0 (3,048.5)	12 (11)	15 (17)	0 (0)	1 (1)	39.5 (39.5)	1.22 (1.30)	12 (12)	40.0 (46.2)
宿泊業,飲食サービス業	48 (42)	5,472.0 (4,725.0)	19 (14)	53 (38)	5 (5)	6 (13)	99.0 (77.5)	1.81 (1.64)	28 (23)	58.3 (54.8)
生活関連サービス業,娯楽業	38 (30)	5,076.0 (4,323.5)	50 (40)	65 (43)	11 (14)	15 (29)	183.5 (151.5)	3.62 (3.50)	17 (14)	44.7 (46.7)
教育,学習支援業	29 (26)	3,605.5 (3,268.5)	9 (6)	18 (13)	4 (3)	1 (3)	40.5 (29.5)	1.12 (0.90)	12 (8)	41.4 (30.8)
医療,福祉	315 (279)	43,186.5 (40,871.5)	234 (205)	446 (322)	85 (83)	128 (119)	1,063.0 (874.5)	2.46 (2.14)	209 (195)	66.3 (69.9)
複合サービス事業	18 (17)	5,116.5 (5,034.0)	17 (18)	41 (35)	4 (5)	5 (7)	81.5 (79.5)	1.59 (1.58)	7 (9)	38.9 (52.9)
サービス業	151 (140)	22,068.0 (20,987.0)	85 (75)	191 (169)	18 (18)	32 (46)	395.0 (360.0)	1.79 (1.72)	67 (69)	44.4 (49.3)

注 1 (1)①の表と同じ
 ※ 産業計はその他分類不能の産業を含む。

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数					③知的障害者の数					④精神障害者の数			
		a. 重度身体障害者	b. 重度以外の身体障害者	c. 重度身体障害者である短時間労働者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	a. 重度知的障害者	b. 重度以外の知的障害者	c. 重度知的障害者である短時間労働者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. dのうち(注5)にh該当する労働者	e. 計 c+d×0.5
産業計	5,591.5 (5,041.5)	1,043 (964)	1,289 (1,267)	104 (100)	144 (116)	3,551.0 (3,353.0)	316 (283)	627 (568)	84 (85)	105 (98)	1,395.5 (1,268.0)	480 (350)	191 (141)	139 (-)	645.0 (420.5)
農,林,漁業	10.5 (6.0)	0 (0)	8 (4)	0 (0)	0 (0)	8.0 (4.0)	0 (0)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	2.0 (2.0)	0 (0)	1 (0)	0 (-)	0.5 (0.0)
鉱業,採石業,砂利採取業	2.0 (2.0)	0 (0)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	2.0 (2.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0 (0)	0 (0)	0 (-)	0.0 (0.0)
建設業	111.5 (92.0)	30 (29)	35 (28)	1 (0)	1 (2)	96.5 (87.0)	1 (0)	2 (1)	0 (0)	0 (0)	4.0 (1.0)	9 (4)	2 (0)	2 (-)	11.0 (4.0)
製造業	1,751.5 (1,655.5)	344 (341)	401 (398)	12 (10)	21 (14)	1,111.5 (1,097.0)	104 (91)	231 (236)	5 (4)	11 (7)	449.5 (425.5)	170 (125)	23 (16)	18 (-)	190.5 (133.0)
電気・ガス・熱供給・水道業	0.0 (0.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0 (0)	0 (0)	0 (-)	0.0 (0.0)
情報通信業	58.0 (46.0)	14 (12)	15 (10)	2 (3)	2 (2)	46.0 (38.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	9 (6)	4 (4)	2 (-)	12.0 (8.0)
運輸業,郵便業	280.0 (269.5)	64 (63)	79 (83)	7 (7)	4 (8)	216.0 (220.0)	6 (6)	21 (16)	4 (1)	3 (6)	38.5 (32.0)	11 (11)	15 (13)	14 (-)	25.5 (17.5)
卸売業,小売業	1,221.5 (1,126.5)	217 (197)	313 (304)	19 (18)	23 (17)	777.5 (724.5)	74 (69)	167 (153)	6 (9)	22 (16)	332.0 (308.0)	80 (80)	38 (28)	26 (-)	112.0 (94.0)
金融業,保険業	222.0 (202.0)	74 (64)	52 (58)	1 (2)	3 (3)	202.5 (189.5)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0.5 (0.5)	19 (12)	0 (0)	0 (-)	19.0 (12.0)
不動産業,物品賃貸業	32.5 (30.0)	4 (4)	10 (11)	4 (3)	1 (0)	22.5 (22.0)	1 (2)	2 (1)	0 (0)	0 (0)	4.0 (5.0)	6 (3)	0 (0)	0 (-)	6.0 (3.0)
学術研究,専門・技術サービス業	39.5 (39.5)	12 (11)	10 (15)	0 (0)	1 (0)	34.5 (37.0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	1.0 (0.0)	3 (2)	1 (1)	1 (-)	4.0 (2.5)
宿泊業,飲食サービス業	99.0 (77.5)	19 (14)	25 (22)	4 (3)	0 (0)	67.0 (53.0)	0 (0)	15 (11)	1 (2)	6 (9)	19.0 (17.5)	7 (5)	6 (4)	6 (-)	13.0 (7.0)
生活関連サービス業,娯楽業	183.5 (151.5)	10 (7)	11 (13)	8 (9)	4 (6)	41.0 (39.0)	40 (33)	31 (26)	3 (5)	5 (6)	116.5 (100.0)	14 (4)	15 (17)	9 (-)	26.0 (12.5)
教育,学習支援業	40.5 (29.5)	8 (5)	12 (11)	3 (2)	1 (1)	31.5 (23.5)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	0 (0)	4.0 (4.0)	3 (1)	2 (2)	2 (-)	5.0 (2.0)
医療,福祉	1,063.0 (874.5)	172 (150)	188 (181)	26 (24)	63 (40)	589.5 (525.0)	62 (55)	99 (79)	59 (59)	46 (38)	305.0 (267.0)	108 (62)	70 (41)	51 (-)	168.5 (82.5)
複合サービス事業	81.5 (79.5)	13 (15)	30 (26)	3 (5)	3 (2)	60.5 (62.0)	4 (3)	8 (8)	1 (0)	1 (2)	17.5 (15.0)	2 (1)	2 (3)	1 (-)	3.5 (2.5)
サービス業	395.0 (360.0)	62 (52)	98 (101)	14 (14)	17 (21)	244.5 (229.5)	23 (23)	47 (34)	4 (4)	10 (13)	102.0 (90.5)	39 (34)	12 (12)	7 (-)	48.5 (40.0)

(4) 民間企業における雇用状況の推移

群馬県

(各年6月1日現在)

年	障害者の数(人)		実雇用率(%)		法定雇用率達成企業の割合(%)	
		対前年増減		対前年増減		対前年増減
56	1,450	150	1.38	0.10	58.1	4.4
57	1,465	15	1.39	0.01	58.4	0.3
58	1,506	41	1.40	0.01	58.3	△ 0.1
59	1,584	78	1.40	0.00	57.6	△ 0.7
60	1,654	70	1.41	0.01	60.1	2.5
61	1,722	68	1.41	0.00	63.8	3.7
62	1,632	△ 90	1.48	0.07	64.0	0.2
63	1,826	194	1.56	0.08	57.2	△ 6.8
平成元年	1,903	77	1.58	0.02	59.5	2.3
2	1,959	56	1.58	0.00	61.1	1.6
3	2,061	102	1.58	0.00	59.7	△ 1.4
4	2,124	63	1.58	0.00	60.1	0.4
5	2,183	59	1.59	0.01	56.5	△ 3.6
6	2,184	1	1.59	0.00	57.1	0.6
7	2,192	8	1.59	0.00	60.1	3.0
8	2,195	3	1.59	0.00	61.0	0.9
9	2,287	92	1.60	0.01	61.1	0.1
10	2,287	0	1.60	0.00	59.8	△ 1.3
11	2,261	△ 26	1.54	△ 0.06	51.2	△ 8.6
12	2,194	△ 67	1.47	△ 0.07	48.5	△ 2.7
13	2,237	43	1.43	△ 0.04	44.1	△ 4.4
14	2,273	36	1.47	0.04	45.8	1.7
15	2,317	44	1.48	0.01	48.0	2.2
16	2,448	131	1.46	△ 0.02	46.8	△ 1.2
17	2,535	87	1.49	0.03	49.1	2.3
18	2,699.5	164.5	1.52	0.03	49.3	0.2
19	2,879.0	179.5	1.48	△ 0.04	47.2	△ 2.1
20	2,997.0	118.0	1.50	0.02	47.4	0.2
21	3,152.0	155.0	1.56	0.06	47.0	△ 0.4
22	3,375.5	223.5	1.62	0.06	51.6	4.2
23	3,593.5	218.0	1.55	△ 0.07	46.4	△ 5.2
24	3,726.5	133.0	1.59	0.04	47.8	1.4
25	4,071.0	344.5	1.73	0.14	48.1	0.3
26	4,368.0	297.0	1.79	0.06	51.6	3.5
27	4,479.5	111.5	1.80	0.01	52.3	0.7
28	4,782.5	303.0	1.90	0.10	56.4	4.1
29	5,041.5	259.0	1.96	0.06	57.5	1.1
30	5,591.5	550.0	2.06	0.10	53.4	△ 4.1

注1

法定雇用率の推移は次のとおりである。

- ・ ~昭和62年..... 1.5%
- ・ 昭和63年~平成10年..... 1.6%
- ・ 平成11年~平成24年..... 1.8%
- ・ 平成25年~平成29年..... 2.0%
- ・ 平成30年~..... 2.2%

注2

障害者の数とは、次に掲げる者の合計である。

~昭和62年

- ・ 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）

昭和63年~平成4年

- ・ 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
- ・ 知的障害者

平成5年~平成17年

- ・ 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
- ・ 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
- ・ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者

平成18年~平成22年

- ・ 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
- ・ 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
- ・ 精神障害者
- ・ 重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である短時間労働者（精神障害者である短時間労働者は0.5カウント）

平成23年~

- ・ 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
- ・ 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
- ・ 精神障害者
- ・ 重度身体障害者、重度知的障害者、重度以外身体障害者、重度以外知的障害者又は精神障害者である短時間労働者（重度以外身体障害者、重度以外知的障害者又は精神障害者である短時間労働者は0.5カウント）(※)

※ 平成30年は、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者については、

1人分とカウントしている。

①平成27年6月2日以降に採用された者であること

②平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

詳細表

(5) 都道府県別の実雇用率等の状況

注 都道府県別の状況は、企業の主たる事務所(特例子会社等の認定を受けている企業にあっては、その親会社の主たる事務所)が所在する都道府県において集計したものである。

都道府県名	実雇用率	(対前年増減)	法定雇用率達成 企業の割合	(対前年増減)	法定雇用率達成企業の数	
全国	2.05	0.08	45.9	△4.1	46,217	／ 100,586
北海道	2.20	0.07	48.3	△5.8	1,795	／ 3,713
青森	2.23	0.16	52.9	△4.2	530	／ 1,001
岩手	2.22	0.06	55.0	△2.5	561	／ 1,020
宮城	2.05	0.11	49.2	△4.0	750	／ 1,525
秋田	2.07	0.10	58.0	△3.0	448	／ 773
山形	2.06	0.02	50.8	△7.2	485	／ 954
福島	2.04	0.10	53.1	△2.6	757	／ 1,425
茨城	2.07	0.09	49.7	△6.2	799	／ 1,607
栃木	2.00	0.02	54.9	△5.2	679	／ 1,237
群馬	2.06	0.10	53.4	△4.1	824	／ 1,544
埼玉	2.15	0.13	46.1	△3.3	1,549	／ 3,362
千葉	2.02	0.11	49.4	△5.1	1,252	／ 2,535
東京	1.94	0.07	29.6	△4.5	6,177	／ 20,843
神奈川	2.01	0.09	43.9	△3.9	2,095	／ 4,767
新潟	2.06	0.09	55.4	△4.6	1,087	／ 1,963
富山	2.04	0.06	54.9	△3.6	593	／ 1,080
石川	2.18	0.20	55.8	△0.9	609	／ 1,091
福井	2.40	0.00	56.6	△2.0	417	／ 737
山梨	1.99	0.04	53.5	△4.2	333	／ 623
長野	2.14	0.08	56.5	△4.4	958	／ 1,696
岐阜	2.14	0.12	54.8	△3.6	868	／ 1,584
静岡	2.05	0.09	49.1	△3.8	1,460	／ 2,972
愛知	1.97	0.08	43.9	△4.7	2,788	／ 6,348
三重	2.20	0.12	58.1	△3.2	698	／ 1,201
滋賀	2.23	0.10	54.8	△5.9	487	／ 888
京都	2.13	0.05	49.5	△3.6	929	／ 1,877
大阪	2.01	0.09	41.0	△4.5	3,342	／ 8,152
兵庫	2.11	0.08	48.2	△4.5	1,667	／ 3,458
奈良	2.67	0.05	57.4	△5.8	370	／ 645
和歌山	2.36	0.10	58.7	△3.4	361	／ 615
鳥取	2.22	0.07	56.5	△3.2	266	／ 471
島根	2.40	0.16	65.9	△2.2	385	／ 584
岡山	2.52	0.00	51.5	△4.2	735	／ 1,426
広島	2.16	0.11	47.1	△3.1	1,073	／ 2,279
山口	2.58	0.02	55.9	△3.4	533	／ 954
徳島	2.20	0.03	60.3	△5.7	308	／ 511
香川	1.95	△0.01	53.4	△4.3	461	／ 864
愛媛	2.16	0.19	52.2	△2.0	537	／ 1,028
高知	2.30	0.11	59.7	△1.2	322	／ 539
福岡	2.07	0.10	49.1	△3.0	1,888	／ 3,842
佐賀	2.55	0.01	66.3	△6.3	400	／ 603
長崎	2.37	0.11	56.6	△3.5	580	／ 1,024
熊本	2.25	0.01	55.0	△3.9	711	／ 1,292
大分	2.46	0.02	59.4	△2.0	502	／ 845
宮崎	2.40	0.10	63.6	△2.9	523	／ 822
鹿児島	2.34	0.13	59.1	△2.6	757	／ 1,281
沖縄	2.73	0.31	57.7	△3.9	568	／ 985